農林水産分野における弁理士の役割等について

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

産業財産権制度問題調査研究について

- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。

産業財産権制度に関する多種多様なニーズ

特 許 庁

国際的な制度調和

＜調査イメージ＞

調査研究機関

関係者（産、学、官）及び有識者（弁護士、弁理士等）による調査研究委員会にて検討

調査研究報告書の取りまとめ

国内外ヒアリング調査

国内外アンケート調査

国内外公開情報調査

各国の制度調査

委員会の検討結果や研究報告書等を制度改正の検討に活用

＜詳細について＞

本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。平成30年度研究テーマ一覧「農林水産分野における今後の弁理士の役割等に関する調査研究報告書」をご参照ください。

URL:http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/zaisanken.htm

＜お問い合わせ先＞

経済産業省　特許庁　総務部　企画調査課

〒100-8915　東京都千代田区霞が関3-4-3

TEL：03-3581-1101（内2156）

FAX:03-3580-5741

調査の俯瞰図

背景

農水関連分野の業務については、これまで弁理士に対するアンケート調査のみにとどまり、弁理士による農水関連業務へのニーズ、課題、課題を解決し得る手段については、十分に把握できていない。

目的

農水分野における弁理士の活用の可能性を検討するため、調査対象を農水関係者に絞り、弁理士に対する農水関連業務のニーズ（例えば、依頼や相談したい業務）、課題、課題を解決し得る手段等を調査・分析することを目的とする。

■国内アンケート調査

対象：農水関係者3,248者、
弁理士3,012者

■国内ヒアリング調査

対象：農林関係者・弁理士・学識経験者
合計18者

■国内外公開情報調査

■有識者による監修

本調査研究の進行及び報告書について有識者による監修を経て、論評を報告書に収録

■海外質問票調査

対象：米国、EU、オランダ、中国を調査対象国として選定し、海外特許事務所に質問票を送付して実施

まとめ

本調査研究の結果、育成者権者や地域団体商標権者以外の農林水産業関係者は、弁理士に依頼すべき案件があったとしても、弁理士にたどり着かない事例があることが明らかになった。一方で、産品のブランド化を中心に農林水産業関係者の知的財産の権利化保護については、一定のニーズがあることが明らかになった。

今後、我が国農林水産物のさらなる輸出の拡大、6次産業化の進展を見据えた適切な知的財産の管理の実現に向けての制度設計が望まれる。

目次

1. 本調査研究の背景・目的

2. 本調査研究の実施方法

2.1. 公開情報調査

2.2. 海外質問票調査

2.3. 国内アンケート調査

2.4. 国内ヒアリング調査

3. 調査結果

4. まとめ

１．本調査研究の背景・目的

背景

　農水関連分野の業務については、これまで弁理士に対するアンケート調査のみにとどまり、弁理士による農水関連業務へのニーズ、課題、課題を解決し得る手段については、十分に把握できていない。

目的

　農水分野における弁理士の活用の可能性を検討するため、調査対象を農水関係者に絞り、弁理士に対する農水関連業務のニーズ（例えば、依頼や相談したい業務）、課題、課題を解決し得る手段等を調査・分析することを目的とする。

2．本調査研究の実施方法

概要

本調査研究では、農水関連分野における弁理士の活用の可能性を検討するため、公開情報調査（文献調査）、海外質問票調査（米国・EU・オランダ）、国内アンケート調査（農林水産業者及び弁理士対象）及び国内ヒアリング調査（農林水産業者及び弁理士対象）を実施し、有識者による監修を経て、調査研究報告書としてとりまとめた。

- 公開情報調査
- 海外質問票調査
- 国内アンケート調査
- 国内ヒアリング調査
- 有識者による監修

2．1．公開情報調査

概要

書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容に関する文献等（海外の文献等を含む。）を収集し、整理し、その結果を取りまとめた。

- 書籍
- 論文
- 調査研究報告書
- 審議会報告書
- データベース情報
- インターネット情報　等

2．2．海外質問票調査

概要

公開情報調査を補完するために、調査対象となる国等（米国、EU、オランダ、中国）における農水関連知財について情報収集をすることができる者（現地法律事務所。）各1者に対して質問票を送付し、その結果をとりまとめた。

図表1　調査対象事務所

調査対象事務所	対象とする地域等
特許業務法人筒井国際特許事務所 http://www.tsutsui-pat.com/	・海外質問票調査の海外事務所の窓口として、調査依頼、調査票の翻訳を担当
LADAS & PARRY LLP https://ladas.com/	・米国調査を担当
MARKENIZER https://www.markenizer.com/en/	・EU（欧州植物品種庁）とオランダ調査を担当
康信知的財産代理 （KANGXIN PARTNERS, P.C.） http://jp.kangxin.com/	・中国調査を担当

調査項目

各国における品種登録制度、地理的表示保護制度の概要、出願代理人に関する実態

2．3．国内アンケート調査

概要

アンケート調査票を国内の農林水産事業者向けと弁理士向けに作成し、それぞれの合計6,260者　（農林水産業者　3,248者、弁理士　3,012者）に対して、ホームページ等で送付先（最新の住所）を確認し、送付・回収し、整理・分析した上で、その結果をとりまとめた。

図表2　アンケート調査対象と実施状況

	属性の定義とアンケートの実施状況
農林水産業者（Aグループ）	対象は、育成者権者（2008年以降の品種登録が2件以上あり、かつ権利が存続している者）、地理的表示の登録申請を行ったことのある生産者団体、地域団体商標の商標権者。 アンケートは郵送法により実施。 アンケート送付件数859件、有効発送数849件、回答数392件、回収率（回収数÷有効発送数）45.9%）
農林水産業者（Bグループ）	対象は、Aグループ以外の農業協同組合、漁業協同組合、農業法人、6次産業化優良事例表彰を受けた企業等農業・水産業関係者。 アンケート調査は、農業法人については、日本農業法人協会からのFAXと電子メールにより実施。その他は、郵送により実施。 アンケート送付件数2,400件、有効発送数2,396件、回答数173件、回収率（回収数÷有効発送数）7.2%
弁理士	対象は、平成30年8月末時点で弁理士登録を行っている者（11,382者）から抽出した弁理士3,012者 アンケート調査は、郵送と日本弁理士会からの電子メールにより実施。 アンケート送付件数3,012件、有効発送数2,955件、回答数704件、回収率（回収数÷有効発送数）23.8%

2．4．国内ヒアリング調査

概要

ヒアリング調査票を作成し、国内の農水関係者12者、弁理士3者、その他の関係者3者、計18者 に対してヒアリングを行い、整理・分析した上で、その結果をとりまとめた。

図表3　ヒアリング調査対象

	ヒアリング先
地域団体商標権者、GI登録者3者	A農業協同組合、B農業協同組合、 C農業協同組合
種苗メーカー（育成者権者）4者	種苗メーカーD社、種苗メーカーE社、 種苗メーカーF社、種苗メーカーG社
農地所有適格法人（農業生産法人）・流通　2者	農地所有適格法人H社、流通I社
大学・公的機関　3者	J公設研究機関、K農業試験場、L大学
特許事務所（弁理士）3者	M特許所事務所、N特許事務所、O特許事務所
その他農業関係者　3者	学識経験者

3．調査結果

（１）農林水産事業者のアンケート調査結果

- 知的財産への取組経験は、Aグループでは商標（ブランド）の出願が7割、品種（種苗）登録の申請が約半数を占めている。
- Bグループでは、商標（ブランド）の出願が約半数を占める一方、いずれもないという回答も約3割あった。

図表4　知的財産への取組経験

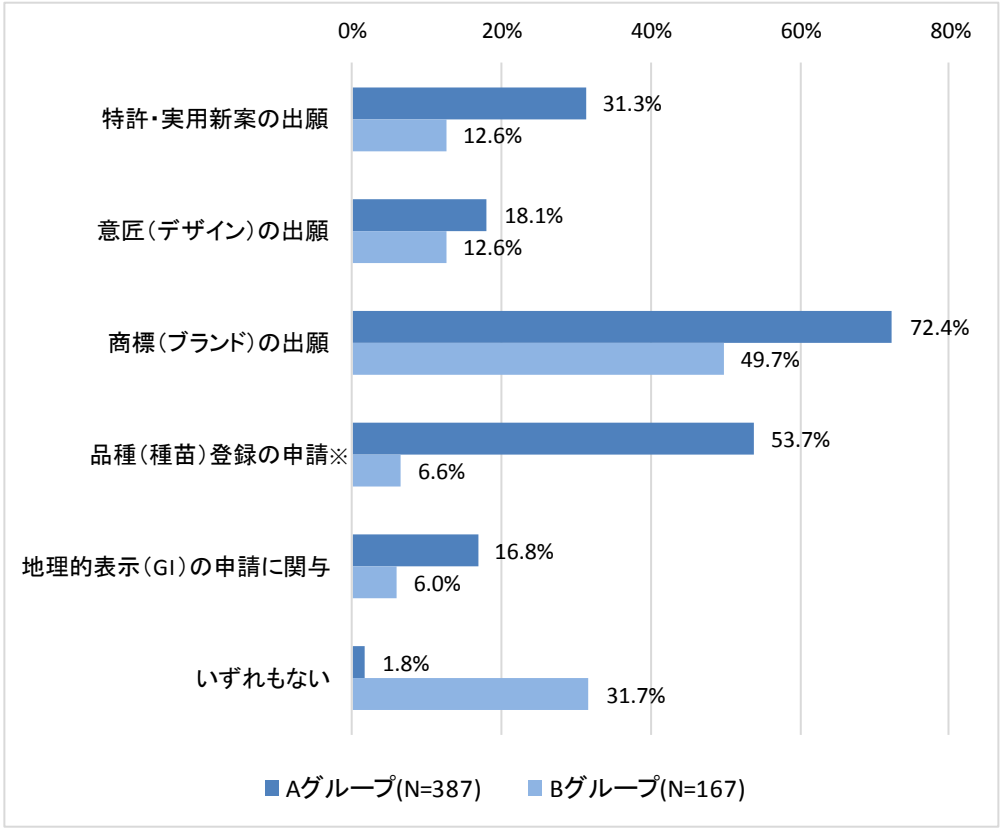

※種苗法上は「出願」

図表5　知的財産への取組経験（Aグループ業種別）

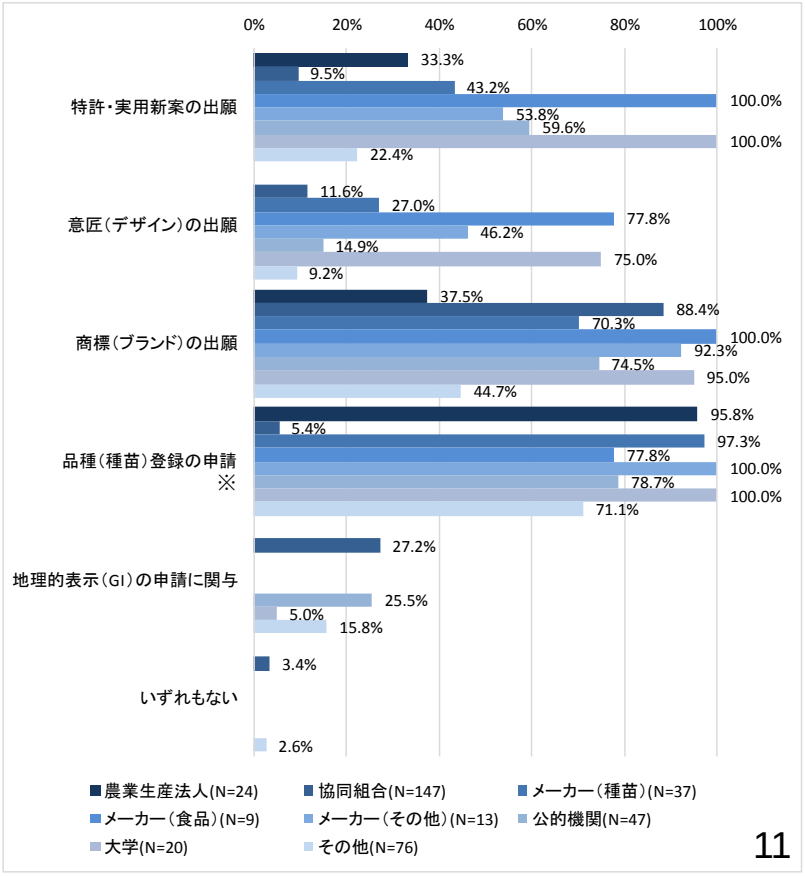

3．調査結果

（１）農林水産事業者のアンケート調査結果

- 過去５年間に相談したことのある外部専門家について、「弁理士」はAグループでは約半数が選択している。Bグループでは、税理士や営農指導員・普及指導員、社労士の選択率が高い。
- 今後農林水産分野で、弁理士に依頼したい業務としては、Aグループ、Bグループともにブランドの保護の相談・依頼が約4割を占めている。

図表6　過去５年間に相談したことのある外部専門家

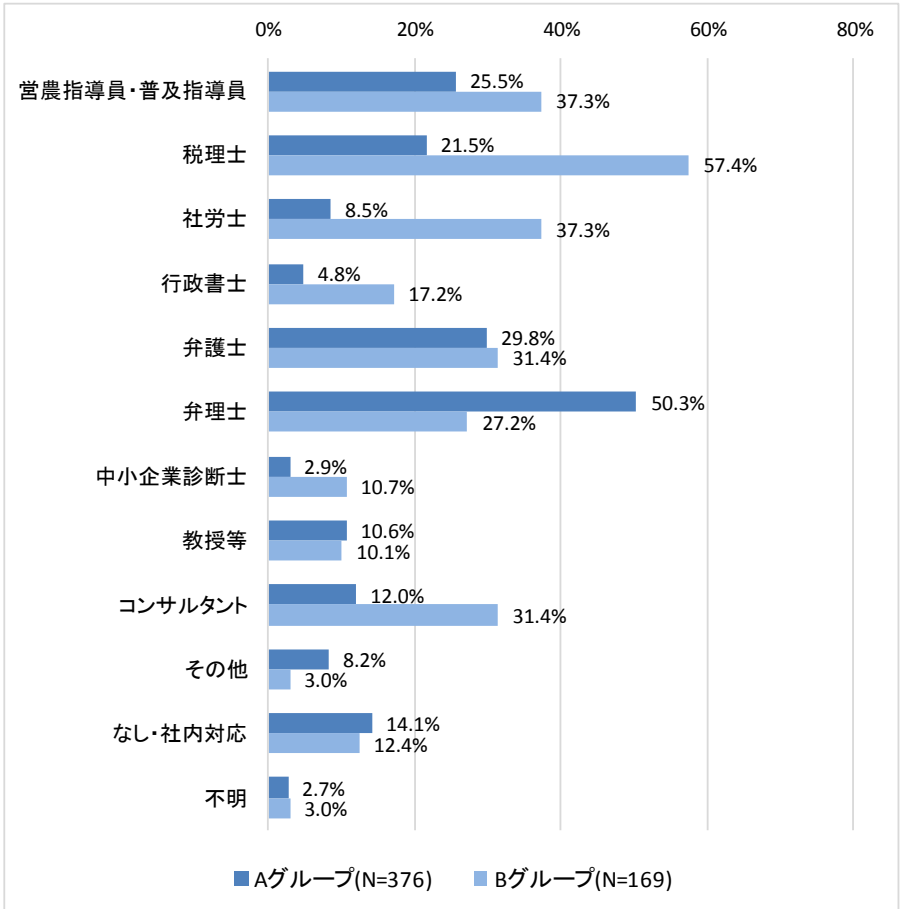

図表7　今後弁理士に依頼したい業務

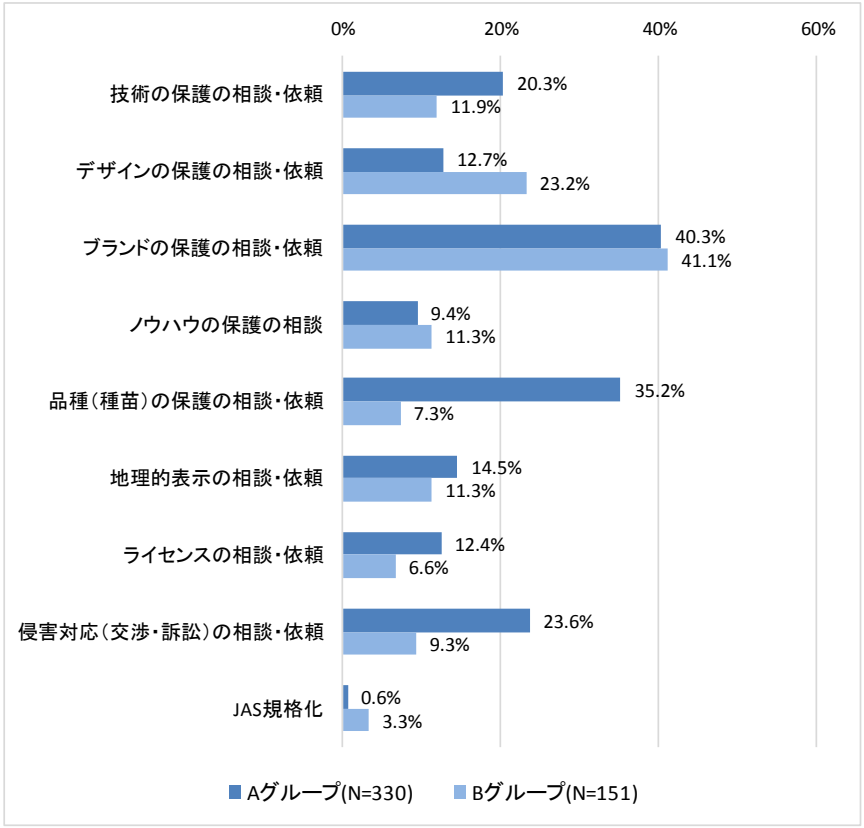

3．調査結果

（１）農林水産事業者のアンケート調査結果

- 弁理士に必要と考える知識・スキルでは、Aグループでは、品種登録・GI申請の知識の割合が高く、Bグループでは、農林水産業経営の知見や農林水産関係者との人脈の割合が高い。
- 国に期待する施策では、農水知財に関するセミナー開催や農水知財に強い国内の弁理士への相談窓口の設置の割合が高い。

図表8　弁理士が農水知財を扱う上で、必要と思う知識・スキル等

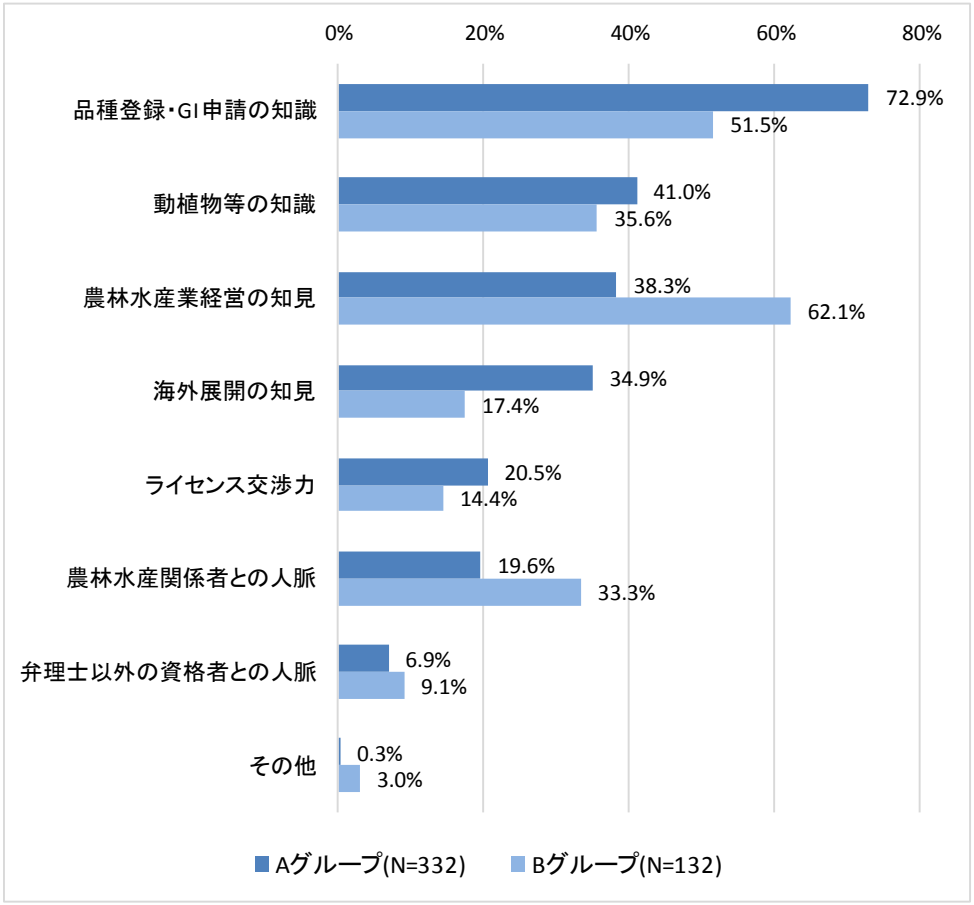

図表9　農水知財の保護のために国に期待する施策

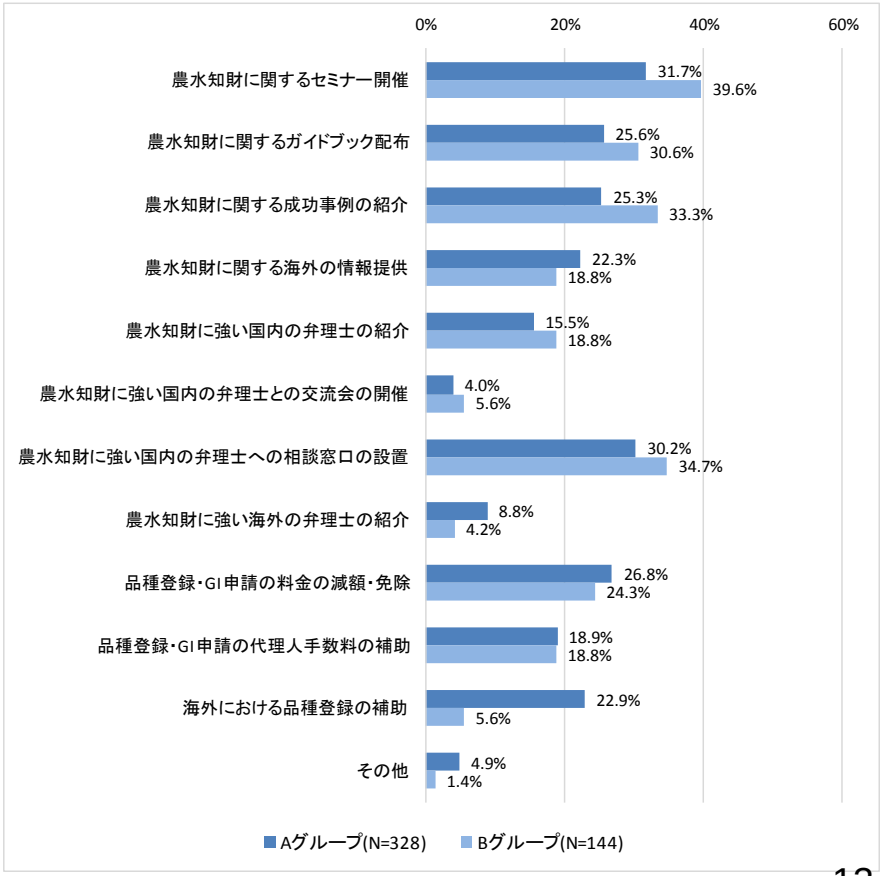

（２）弁理士のアンケート調査結果

- 事務所形態は、特許事務所が約6割、特許業務法人と企業その他の団体がそれぞれ約2割であった。
- 就業形態は、単独経営と勤務がそれぞれ約４割を占める。

図表10　事務所形態

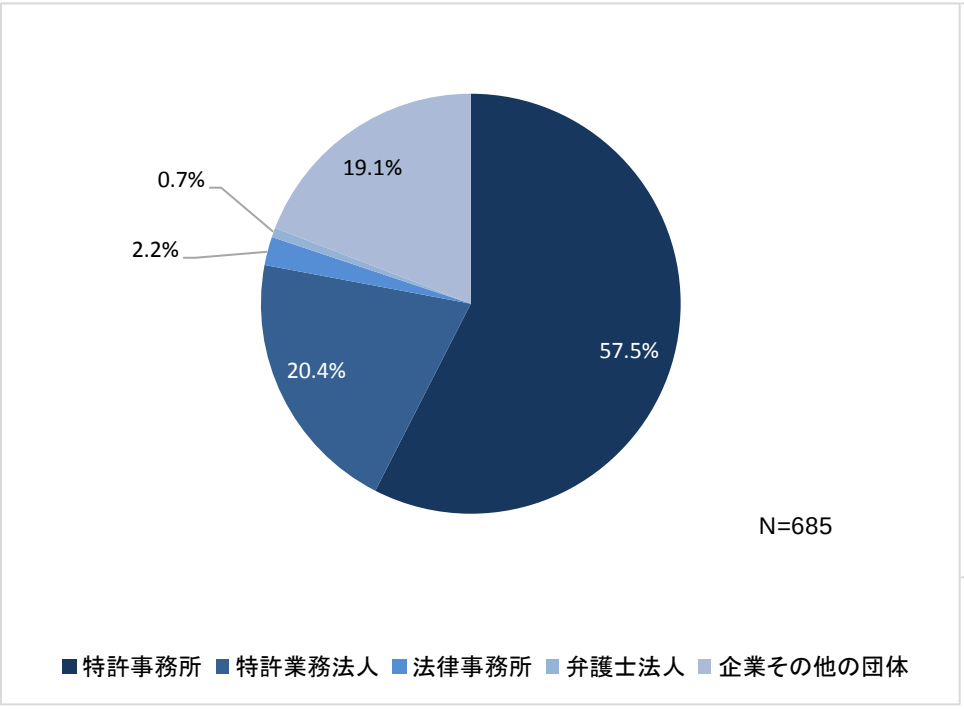

図表11　就業形態

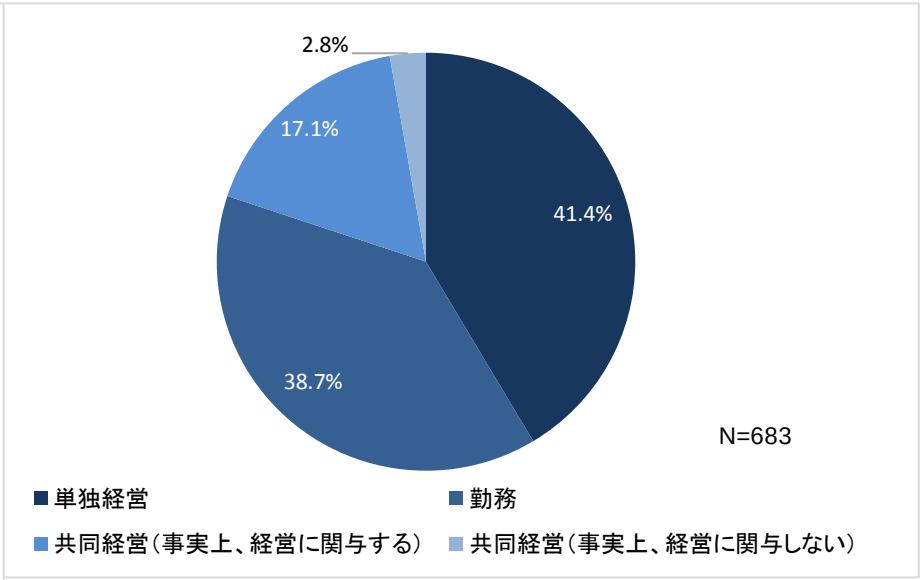

3．調査結果

（2）弁理士のアンケート調査結果

- 本設問は平成24年度調査と同じ設問とした。弁理士制度の見直しについては、「弁理士の数の適正化の観点で見直すべき」が31.5%（平成24年度は、54.8%）、「企業活動の国際化への対応の観点で見直すべき」が31.1%（同42.6%）などとなっている。
- 平成24年度調査と比較すると、今回の調査では、総合的な知財管理への対応や産業財産権の周辺分野への対応などの選択肢への回答の分散が見られる。

図表12　弁理士制度の見直し

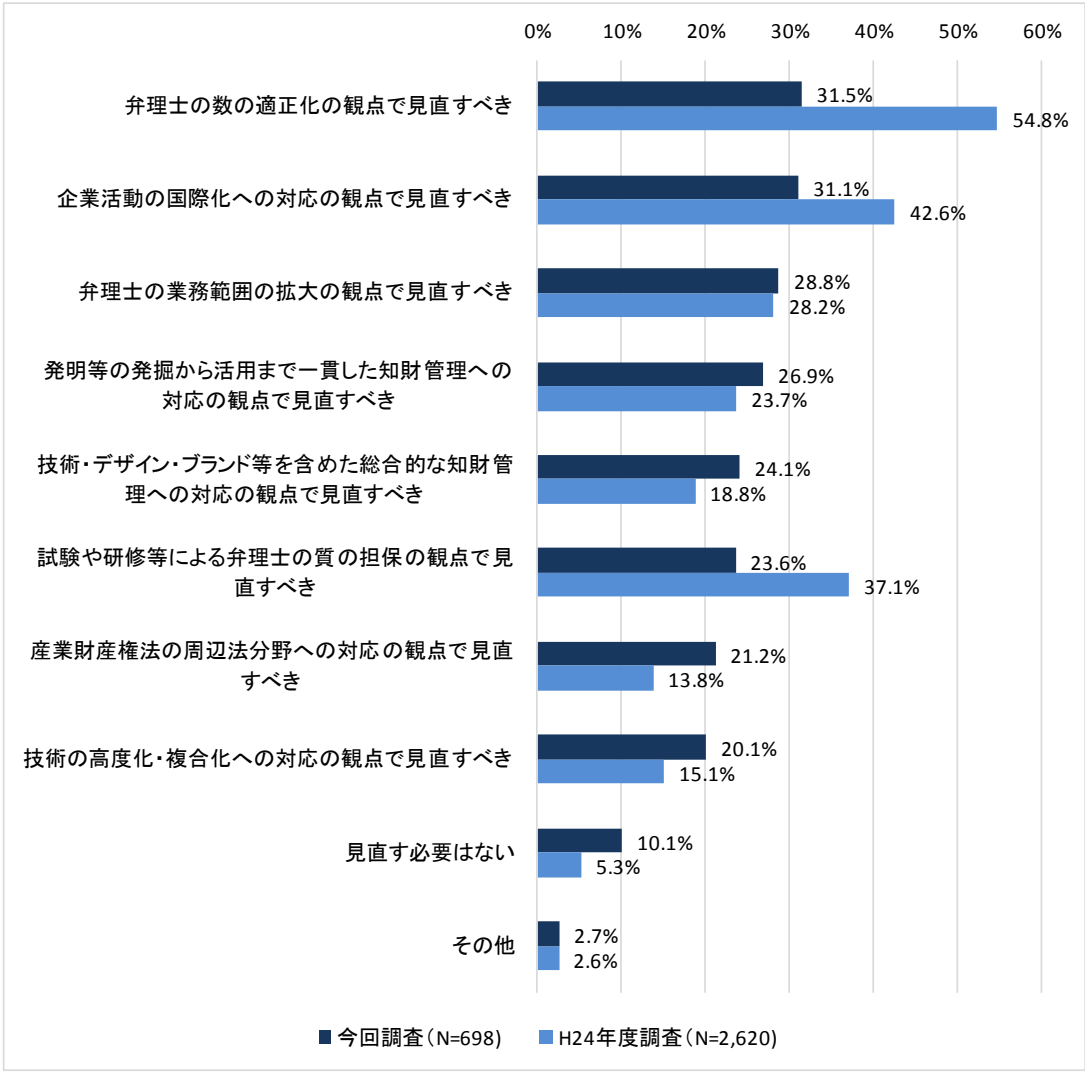

注）H24年度調査：平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」

3．調査結果

（2）弁理士のアンケート調査結果

- 本設問は平成24年度調査と同じ設問とした。試験制度の見直しについては、「合格者を少なくする方向性で見直すべき」が32.4%（平成24年度は、60.0%）、「企業活動の国際化に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき」が27.0%（同36.9%）などとなっている。
- 平成24年度調査と比較すると、今回の調査では、総合的な知財管理への対応や若者の参入を促す方向での見直しなどの選択肢への回答の分散が見られる。

図表13　試験制度の見直し

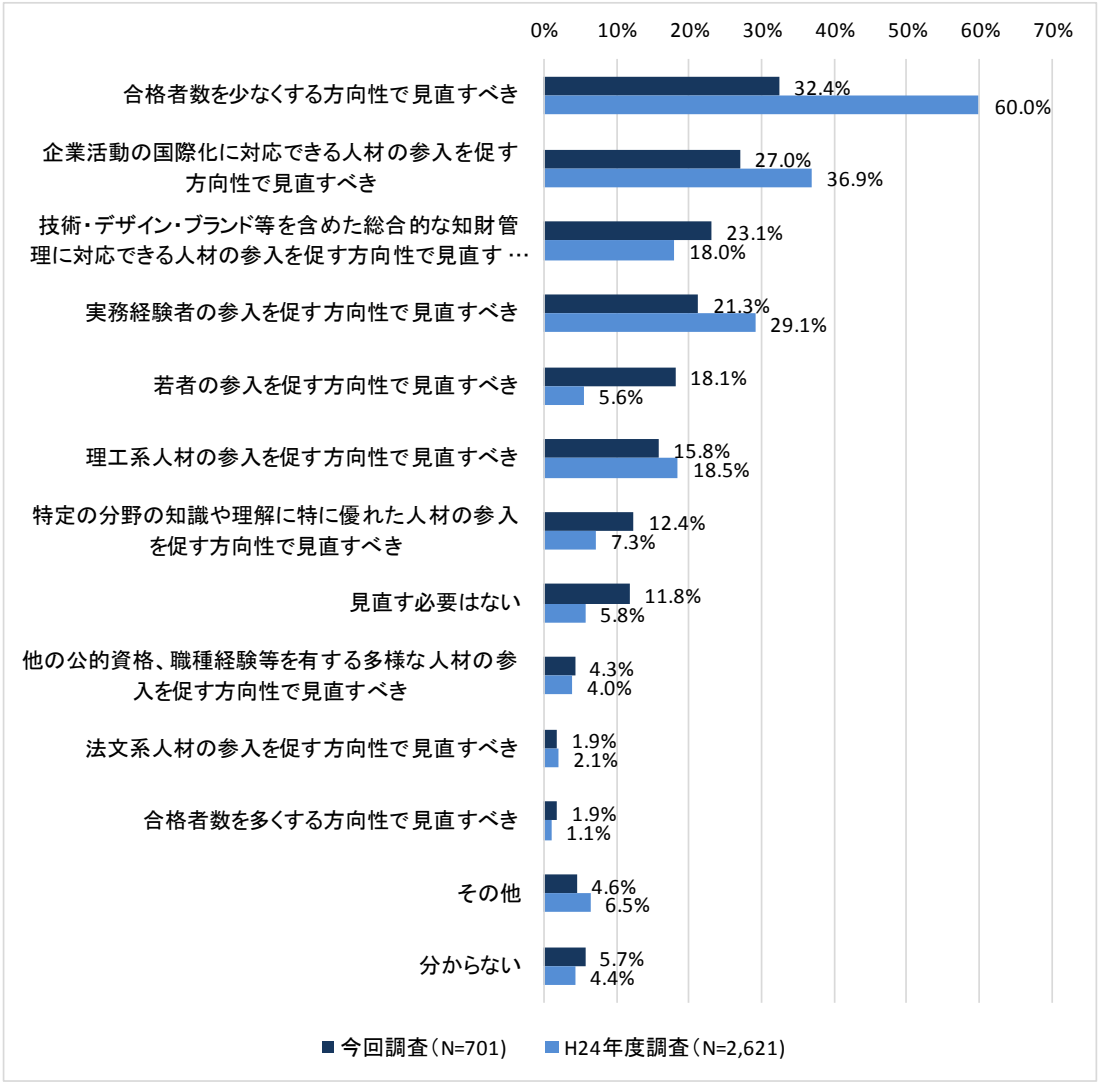

注）H24年度調査：平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」

3．調査結果

（２）弁理士のアンケート調査結果

- 農業分野についての業務との接点について、「受任したことがある」という回答が多かった項目としては、「特許・実用新案出願手続の代理」が34.0%。「地域団体商標以外の商標出願の手続の代理」が29.1%、「地域団体商標の出願代理」が11.2%などとなっている。
- 受任の経験がない理由（よくあてはまる理由）を伺った。「該当する業務の顧客との接点がない」で「そう思う」が68.7%、「対象分野においての知見・スキルが不足している」で41.5%。などとなっている。

図表14　農林水産分野の業務との接点（受任の有無）

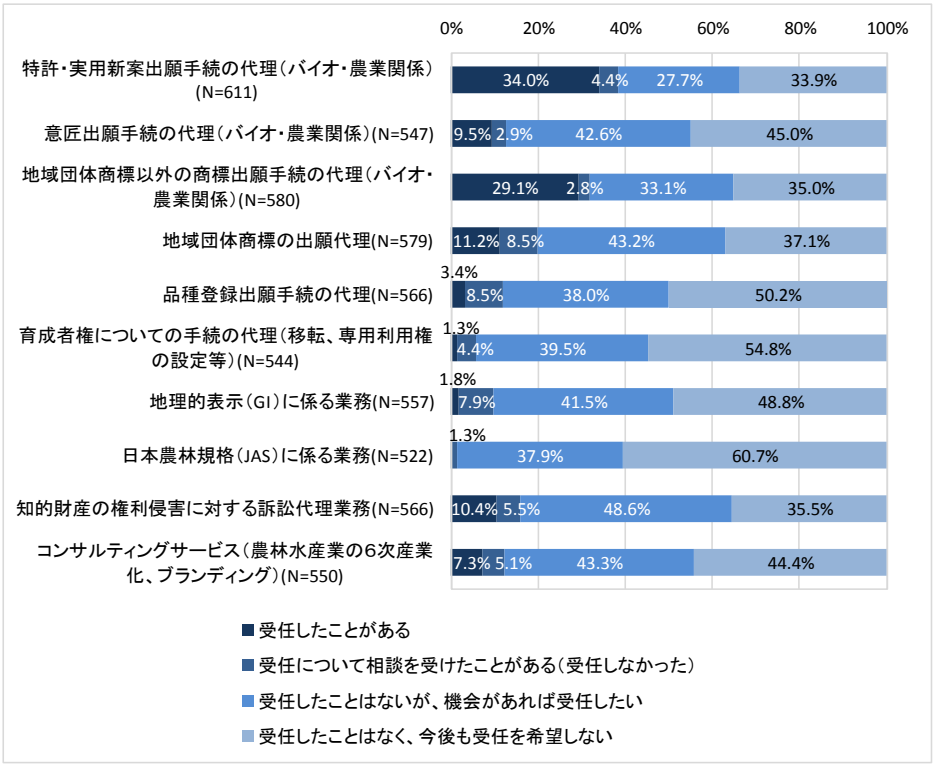

図表15　受任の経験のない理由

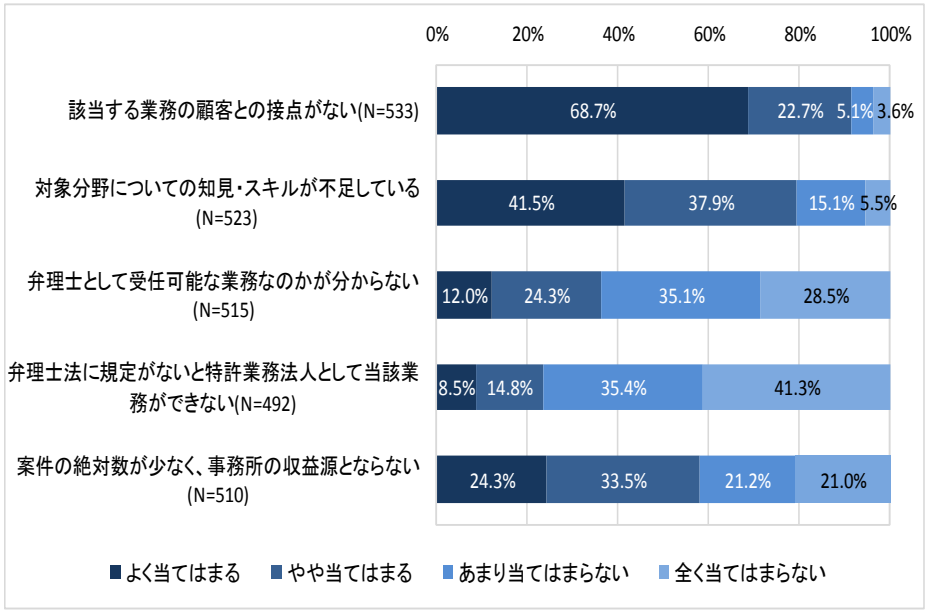

（２）弁理士のアンケート調査結果

- 農水関連知財（品種・GI）の業務の受任意向については、「受任を希望する」が52.4%、「受任を希望しない」が47.6%であった。
- 「受任を希望する」と回答した方に対して、弁理士法の改正の有無を伺ったところ、「弁理士法を改正しないと受任できないと考える」が16.1%、「弁理士法を改正しなくとも受任できるが、改正が望ましいと考える」が65.9%、「弁理士法を改正しなくとも受任できると考える（改正は不要）」が18.0%となっている。

図表16　農水関連知財（品種・GI）の業務の受任意向

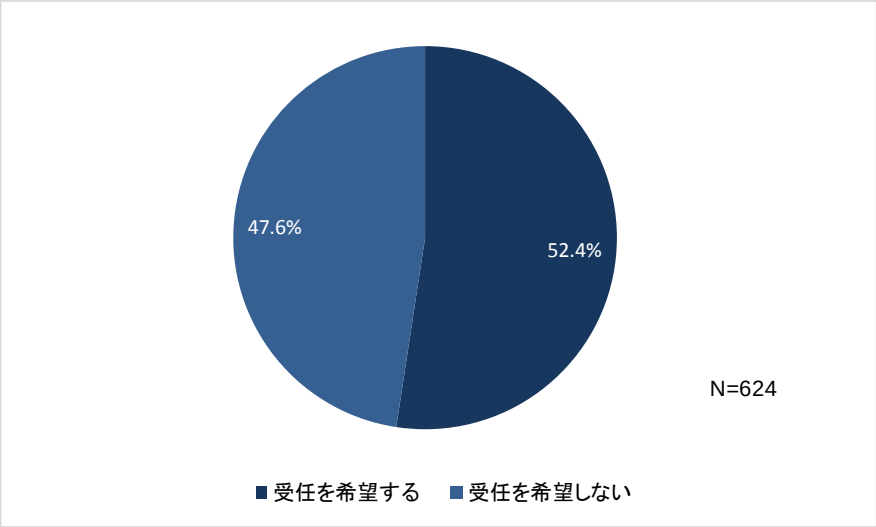

図表17　受任にあたっての弁理士法改正の必要性

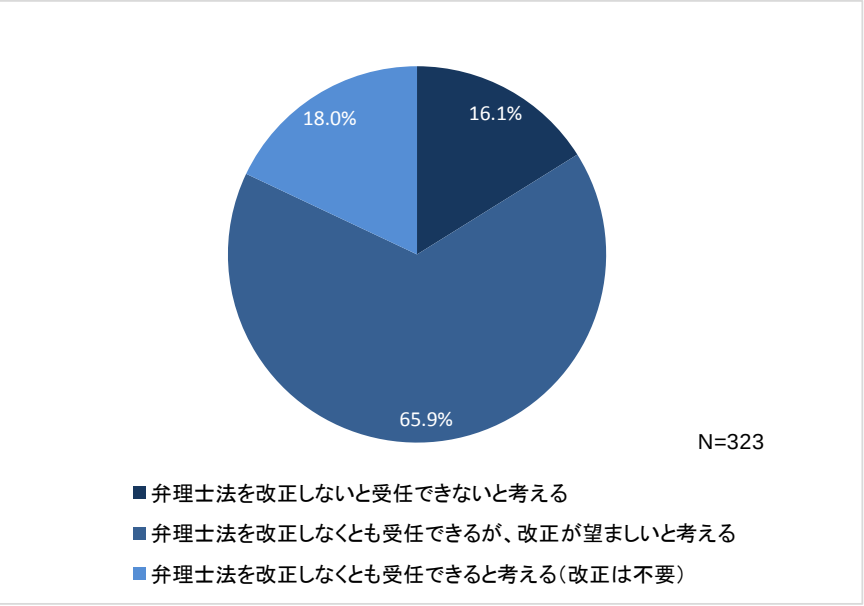

（２）弁理士のアンケート調査結果

- 農林水産分野の知識・能力を取得した場合の関連業務の受任意向について、農林水産分野の業務の受任や知的財産管理の支援を「行いたいと思う」が66.8%となっている。
- 行いたいと思う理由としては、「農林水産分野の知識・能力に加え、弁理士の知財に関する専門性（知識・能力）を有効に活用できる業務であると考えているため」が64.5%、「新たな業務として期待できるため」が49.8%、「地域の発展に貢献したいから」が32.5%などとなっている。

図表18　農林水産分野の知識・能力を取得した場合の関連業務の受任意向

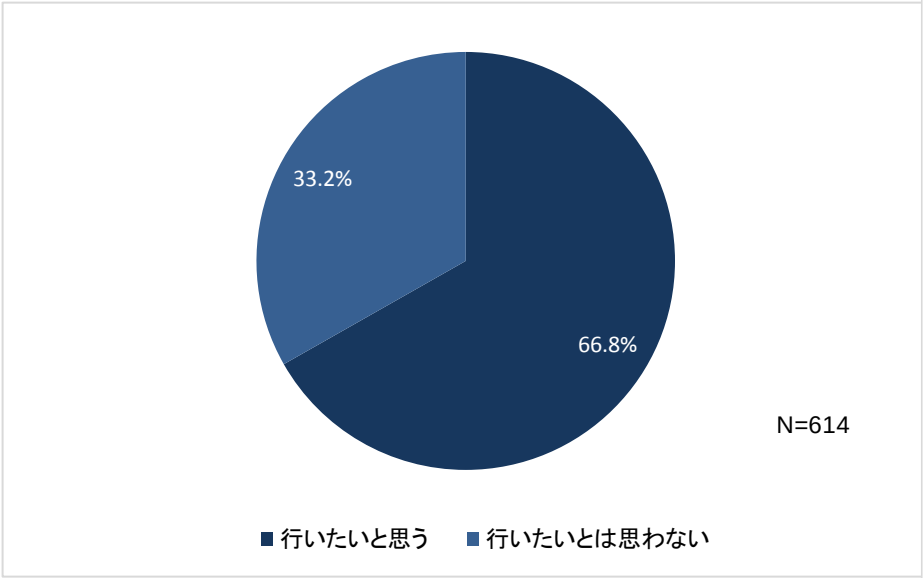

図表19　行いたいと思う理由

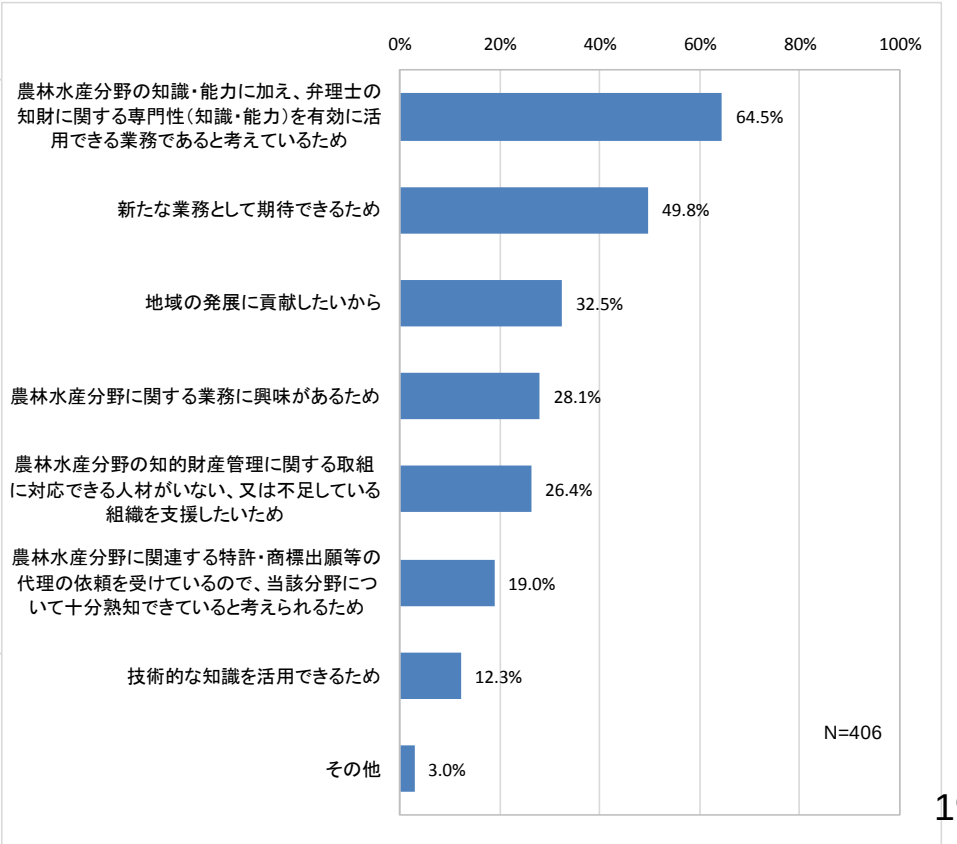

（２）弁理士のアンケート調査結果

- 農林水産分野の知的財産権の保護、強化に向けた制度設計で重要なものでは、「農林水産分野の知的財産保護に関する受任業務の法令化（弁理士法の改正）」が70.1%、「農林水産分野の関係者の知的財産権についての意識の啓発（研究会の開催など）」が47.3%、「農林水産分野の関係者と弁理士のネットワーク化（交流会の開催、紹介など）」が38.6%などとなっている。
- 全体的に見ると、事例紹介や出願の助成制度よりも弁理士法の改正や農林水産分野の関係者の知的財産権についての意識の啓発などが、制度設計上重要であるという回答が多いことが明らかになった。

図表20　知的財産権の保護、強化に向けた制度設計で重要なもの

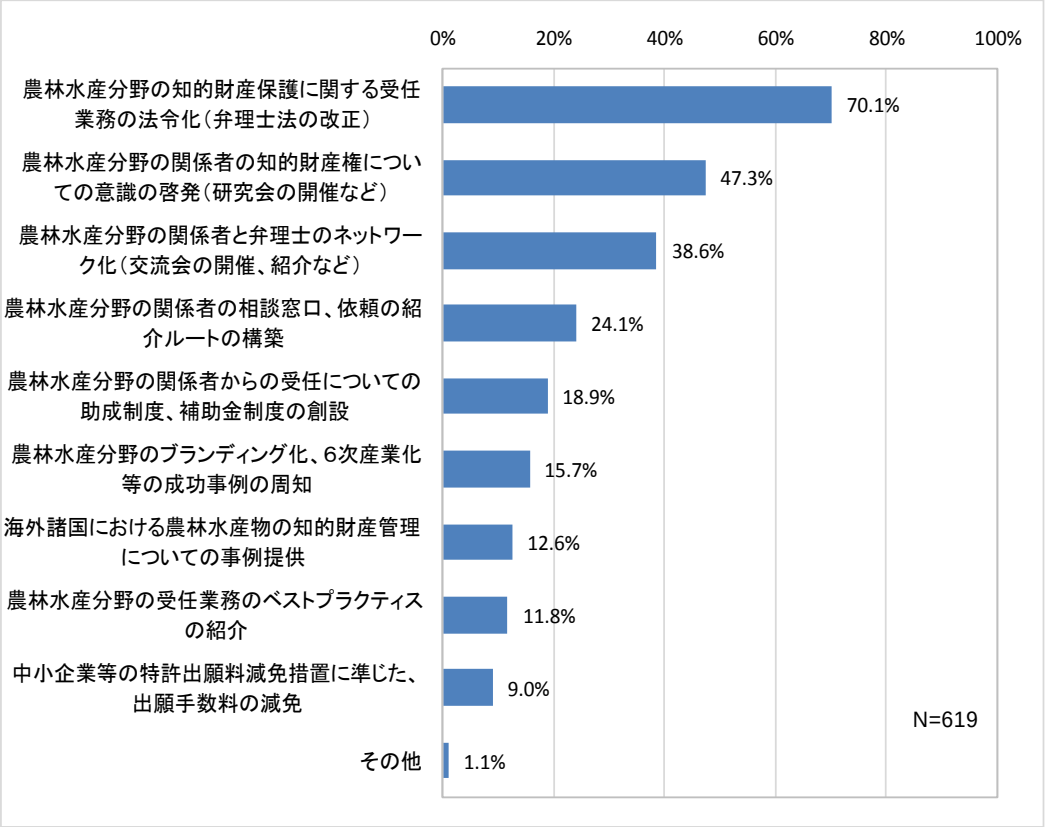

（３）国内ヒアリング調査結果

- 国内ヒアリング調査を実施した結果、得られた示唆を表形式でとりまとめる。

図表21　ヒアリング調査結果から得られた示唆（農林水産業者）

	ヒアリング調査結果から得られた示唆
農林水産業者	● 農林水産関係者の中でも、種苗メーカーや地域団体商標権者などは、知的財産について弁理士との接点もあり、特許や商標の出願についても弁理士を活用していることが明らかになった。その一方で、国内の品種登録については、公的機関や種苗メーカーでは、内製化していることから弁理士の代理業務についてのニーズは高くなく、また、出願の総件数も多くない。 ● 農業生産者については、農産物につける商品名が、他の商標と抵触するケースもあり、農業生産者に対する知的財産の啓発が必要であるとの声も聞かれた。また、農業生産者においては、地域団体商標に代表されるように、地域産品のブランド力向上、生産者のモチベーション向上に関心を持っている人もいることが確認された。 ● 国に対する要望として多かった意見としては、大学や公的機関、一部の種苗メーカーから、海外への知的財産の権利化（特許、商標、品種登録等）にあたり、出願料を補助する施策への期待や農水関係の知的財産の研修を求める意見も見られる。 ● また、国内の農林水産物の産地間競争ではなく、日本ブランドとして、知的財産の適切な保護を図ったうえで、世界へ売り込んでいく戦略が必要であるとの意見も出された。また、こうした戦略をビジネスとして成功されるための弁理士の関与や弁理士自らがグローバルビジネスへ参入していくようなアクションも重要であるという意見も出された。

（3）国内ヒアリング調査結果

図表22　ヒアリング調査結果から得られた示唆（弁理士、学識経験者）

	ヒアリング調査結果から得られた示唆
弁理士	● 植物の品種登録の国内出願分については、出願者自らが実施することが多いことから、弁理士の出願代理業務のニーズは高くない。一方、国内から海外への品種登録の出願については、弁理士が有する海外事務所とのネットワークを活用することにより、一定の出願代理ニーズがあることが確認された。 ● なお、海外への品種登録の出願については、農林水産省が補助事業として支援を講じているところであるが、国内出願に比べて費用が掛かるという問題があり、引き続き国として支援していく必要がある旨の意見も聞かれた。 ● また、一般的には、農業生産者と弁理士の接点がないところ、埼玉県の取り組んでいる「農業経営法人化推進事業」のような農業分野における知的財産に関する相談ニーズを吸いあげ、専門の弁理士を紹介するといった活動や地域におけるセミナーを通じて弁理士が農業関係者と接点を持つことから、将来的には弁理士による知的財産管理に関する相談や業務依頼につながる可能性も示された。
学識経験者	● 我が国の農林水産物の輸出拡大の目標実現（2020年の目標額1兆円、2030年の目標額5兆円）、6次産業化のさらなる推進のためには、我が国の農振水産物の品質の確保、ブランディング戦略が必要不可欠になる。 ● グローバルの観点から見ると、農林水産分野は知的財産の塊という認識が浸透している。我が国においても、農林水産物の日本ブランドの向上や不当な権利侵害を防ぐ観点からも海外における権利化にも注力していくべきである。 ● 我が国の農林水産分野の知的財産戦略を考えていくためには、民間レベルの取組では限界がある。農林水産省、経済産業省、特許庁が連携して大きな構想を描いて、国としても推進していくという取組が必要である。

4．まとめ

- 今後農林水産物の輸出拡大、6次産業化の進展に伴い知的財産管理の重要性が高まる。このため、農林水産分野の知的財産についても関係者の意識の啓発、海外での権利化の推進などの支援策が求められる。

図表23　ステークホルダー別の知的財産管理の将来あるべき姿

	知的財産管理の将来のあるべき姿
国（農林水産省、特許庁等）	● 我が国における農林水産分野の知的財産戦略のグランドデザインの構築 ● 弁理士も活用した需要の掘り起こし。
地方自治体	● 農林水産物の日本ブランドの確立の実現（地域間の協調戦略の促進）
大学・大学院	● 知的財産を担う人材の育成 ● 農林水産分野における産学連携のさらなる拡大
育成者権者	● 海外の必要な国への品種登録の着実な権利化 ● 権利侵害時に対応できる体制構築
農林水産業者	● 農林水産物のブランド化（権利化）の促進 ● 知的財産についての意識の醸成の浸透
弁理士	● 農林水産分野の知的財産の管理、ブランド化を支援する専門家 ● グローバル化や新しい技術領域に対応できる人材の創出

禁 無 断 転 載

平成３０年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究
農林水産分野における弁理士の役割等について
（要約版）
平成３１年３月

請負先
野村アグリプランニング＆アドバイザリー株式会社
〒100-8170　東京都千代田区大手町２－１－１
大手町野村ビル22階